

国民健康保険について Vol.4



国民健康保険税が納付されない状態が続いた場合について、ご案内します。

特別な事情もなく国民健康保険税を納付しない場合や納税相談などにも応じない場合には、次のとおり保険証の交付が受けられなくなり、また医療費の自己負担が高額になったときに窓口での支払いが自己負担限度額まで済む「限度額適用認定証」の交付が受けられなくなる措置がとられます。



納期限を過ぎると督促が行われ、文書などによる催告も行います。
また、延滞金などを徴収される場合があります。

それでも納付が確認できない状態が続くと

通常の保険証の代わりに有効期限の短い「短期被保険者証」が交付される場合があります。

それでも納付が確認できない状態が続くと

短期被保険者証の代わりに「資格証明書」が交付され、医療機関などを受診したときは、医療費は全額自己負担となります。

※資格証明書とは、国民健康保険の加入を証明するもので、医療機関などで受診する際に医療費を一旦10割で負担するものとなります。

この資格証明書を使用し医療機関などで受診した場合には、当市健康保険課に申請することで、特別療養費の支給が受けられることがあります。

この特別療養費は納付の確認できない国民健康保険税に充てられることとなります。

国民健康保険税が納付されない状態が続くと、催告書が送付され財産の差し押さえなどの滞納処分が執行されることとなります。また、期限内に納付された方との公平性を保つため、延滞金に加算されます。

災害や病気などのやむを得ない事情により納付が困難な場合は、早めに納税相談をお願いします。

◆問い合わせ = ≪保険証に関すること≫ ㊦健康保険課（内線1220） ㊧暮らしの窓口課（内線8027）
≪納税・納付方法に関すること≫ ㊨税務課（内線1510）